令和9年度
北谷町子育てのための施設等
利用給付認定申請案内

（私立幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設



令和9年度現況確認受付期間
および申請方法

- 受付期間
  令和9年１月4日（月）～令和9年1月31日（日）

- 申請方法
  原則オンライン申請
  ※必要書類（就労証明書等）は窓口にて配布、
  　または北谷町ホームページよりダウンロード出来ます。

  申請の流れは次ページをご確認ください。

※　必要書類に不備がある場合は受付できません。

※　申請前に再度書類のご確認をお願い致します。

現況届について

今回から原則オンライン申請です



申請の流れ

①申請に必要な書類の準備（就労証明書等、保育の必要性を証明するもの）
※一部の書類は北谷町の様式があります。ホームページ等をご確認ください。
※必要書類を画像で添付する場合は、JPEGまたはPNG形式で撮影してください。

②下記QRコードより申請画面を開き、申請内容を入力。

★保育の無償化★
令和9年度・子育てのための施設等利用給付認定申請

https://logoform.jp/f/TwaCr

③入力内容、添付資料に漏れがないか確認して送信。
※送信完了メールが登録したメールアドレスに届きます。必ずご確認下さい。

④本町で受付内容の審査を行い、3月中旬頃に認定通知書を対象者へ送付。

注意事項

※申請内容・添付書類に不備があった場合には、入力していただいたご連絡先に連絡させていただきます。

※不備の連絡にご対応頂けない場合は、申請が受け付けられず認定希望日での認定ができなくなる事がございます。ご注意下さい。

幼児教育・保育の無償化について、**私立幼稚園及び認定こども園の預かり保育**または**認可外保育施設等**を利用される方が無償化の給付を受けるためには、北谷町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

この案内には、私立幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設等（以下「子育てのための施設等」という）を利用される方向けに、北谷町における給付認定申請に関する手続きや必要書類等について記載しています。内容をよく読んで申請してください。

この案内の「認可外保育施設等」とは、
①沖縄県へ届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、②一時預かり事業、
③預かり保育事業、④病児保育事業、
⑤子育て援助活動支援事業（ファミサポ事業）のことを指します。

1　対象となる方

北谷町から**「保育の必要性の認定」を受けた**３歳児クラスから５歳児クラスまでの子ども、もしくは０歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯（※１）の子どもで、保育所等（※２）を利用していない場合、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

※１未婚のひとり親で寡婦等とみなされた場合に非課税者となった場合や、生活保護法上の被保護者、児童福祉法上の里親を含む。
※２認可保育所等、一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園、認定こども園

令和9年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス	生年月日
０歳児	令和8年（2026年）4月2日～令和9年（2027年）4月1日
１歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
２歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
３歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
４歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
５歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日

2　認定申請の手続き

認可外保育施設等を利用する方が幼児教育・保育の無償化にかかる給付（以下、「無償化給付」といいます。）を受けるためには、**保護者が北谷町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。**該当する方は、子ども家庭課に申請し、保育の必要性の認定を受けてください。受け付けた申請については、原則３０日以内にその結果を「施設等利用給付認定通知書※」にて通知します。

ただし、現況確認期間中は認定事務が集中し審査等に時間を要するため、認定申請の結果は令和9年３月末までに通知する予定です。

※　施設等利用給付認定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間等を記載しています。

（１）認定区分

認可外保育施設等を利用する際に無償化給付の対象となるには、区分エ「法30条の4 2号認定/3号認定」を受ける必要があります。

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法第19条　1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法第30条の4　1号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法第19条　2号認定/3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法第30条の4　2号認定/3号認定	施設等利用給付認定	あり

（2）保育の必要性の認定

保護者のいずれもが以下のいずれかの状況により保育を必要とする場合に、北谷町が保育の必要性を認定します。

事由	保護者の状況	給付認定の有効期間
就労	会社や自宅を問わず、**月64時間**以上働いているとき	就労期間中
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないとき（*1）	産前3か月、産後2か月
病気・けが	病気・けがのため保育が困難なとき	保護者の療養期間中
障害	心身に障害を有しているために児童の保育に支障があると	保護者の療養期間中
介護・看護	同居の親族を常時看護（介護）しているとき	介護（看護）者の療養期間中
災害の復旧	自宅などの災害の復旧にあたっているとき	災害復旧期間中
求職中	仕事を探しているとき　※起業準備含む	３ヵ月以内
就学	大学や職業訓練校に通っているとき（*2）	就学期間中
虐待・ＤＶ	虐待や配偶者等からのＤＶ（家庭内暴力）のおそれがある	最長、就学前まで
育児休業	育児休業取得前に既に子育てのための施設等を利用している子どもが継続利用するとき（*3）	育児休業期間中
その他	町長が必要と認めるとき	最長、就学前まで

（*1）状況に応じて、申立書の提出により産後6か月まで延長可能（在園児のみ）。
（*2）学校教育法に基づく教育施設、若しくは職業能力開発促進法に基づく職業訓練であること。通信制、短時間の習い事、塾、教室等は除く。
（*3）復帰予定日が変更になる場合は、ご連絡ください。

3　申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。
（提出した書類は返却できませんので、必要な方は事前にコピー等をとって保管してください。）

（1）保育を必要とすることを証明する書類

保護者のいずれも該当する事由の書類が1部ずつ必要です。		
就労	勤務・内職	◆就労証明書（表面）
		※育児休業から復帰する方は、育児休業期間と復帰日の記載も必要です。
		※雇用期間が切れて更新がない場合、申込は無効になります。
	自営業・フリーランス	◆就労証明書（**両面**）
		・官公署の受付印が押印された書類　例）開業届、税申告書、営業許可証等
		・上記書類が提出できない場合は、仕事の内容が分かる書類を2点以上提出。
		例）名刺、パンフレット、掲載雑誌、委託契約書、領収書、請求書等
妊娠・出産		・親子健康手帳の写し　※表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
疾病・障害		◆診断書
看護・介護		◆介護（看護）申立書
		◆診断書　　・介護保険被保険者証の写し
災害復旧中		罹災証明書
求職活動中		◆求職申立書　※ハローワーク受付票をお持ちの方はご持参ください。
就学・職業訓練		◆在学証明書　　・時間割の写し
その他		その他保育を必要とすることを証明する書類
ひとり親世帯の場合は次の書類（①～③）のいずれかの提出が必要です。		
ひとり親世帯		①児童扶養手当受給者証の写し　②遺族年金受給者証の写し　③（上記①②を受給していない世帯）戸籍謄
０～２歳児の場合で、該当する方のみ提出が必要です。		
生活保護世帯		生活保護受給証明書
里親受託世帯		養育する児童に係る児童相談所長の証明書
町民税非課税世帯		R8.1.1時点住所地の市町村から「令和8年度所得課税証明書」
		R9.1.1時点住所地の市町村から「令和9年度所得課税証明書」※6～7月頃に提出

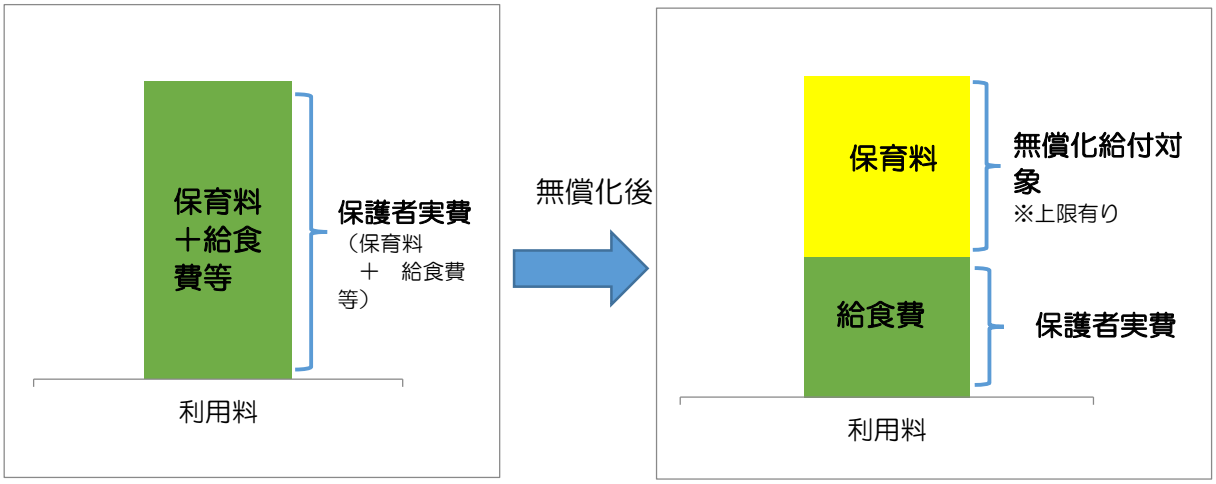
注）「◆」が付いている書類は、子ども家庭課指定の様式となります。北谷町ホームページからダウンロードできます。

４　無償化給付について

（１）無償化給付の対象および支給限度額について

幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、施設の利用料または保育料に限ります。日用品、文房具、行事参加費、給食費、通園送迎費等の実費として徴収される費用は給付の対象となりません。
また、認可外保育施設等の場合、認可保育所または一定基準以上の預かり保育を実施している幼稚園もしくは認定こども園を利用していない場合のみ下記に記載されている上限額までの利用料が対象となります。

≪イメージ図



無償化給付の支給限度額一覧

幼稚園・認定こども園		
	教育	預かり保育
３～５歳児	１号(新１号)認定 ○ (幼稚園のみ、園によっては月額上限28,000円)	新２号認定 ○（※２） (上限12,300円)
市町村民税非課税世帯の０～２歳児	１号(新１号)認定 ○ (幼稚園のみ、園によっては月額上限28,000円)	新３号認定 ○（※２） (上限17,700円)
市町村民税課税世帯の０～２歳児	１号(新１号)認定 ○ (幼稚園のみ、園によっては月額上限28,000円)	× (次年度より対象)

認可外保育施設等（※１）	
３～５歳児	新２号認定 ○（※２） (上限40,300円)
市町村民税非課税世帯の０～２歳児	新３号認定 ○（※２） (上限45,700円)
市町村民税課税世帯の０～２歳児	×

（※）預かり保育は日額490円を上限に利用日数分を補助
（※１）認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター等に加え、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業のことをいう。
（※2）無償化給付を受けるには、保育の必要性の認定が必要。

（２）無償化給付の請求について

無償化給付については、基本的に**償還払い**による支給となります。支給を受けるためには、別途、請求が必要です。施設が発行する利用料等の内訳を示した「領収証兼提供証明書」を添付して、施設等利用費請求書（償還払い用）を提出してください。北谷町が請求書類を審査後、保護者名義の口座へ支給します。なお、請求書は四半期ごとに以下の期限までに提出してください。
（※請求書等の様式については、北谷町ホームページからダウンロードできます。）

期月	提出期限	振込予定
第１期（４月分～６月分）	７月末日	８月
第２期（７月分～９月分）	１０月末日	１１月
第３期（１０月分～１２月分）	翌年の１月末日	翌年の２月
第４期（１月分～３月分）	４月末日	５月

【注意事項】
※各期とも最終月の保育サービス利用後に受付可能となります。
（例：第１期⇒６月３０日以降、第２期⇒９月３０日以降）
※請求書、領収証、提供証明書等に不備や誤りがある場合は、支給できませんのでご注意ください。
※請求書を提出する際は、振込先の通帳又はキャッシュカードをご持参ください。
※領収書の有効期限は利用月から2年以内となりますので、ご留意ください。
※ファミサポの請求方法については、提出する様式が異なります、詳細はお問い合わせください。

≪イメージ図≫



５　新３号認定について

新３号認定は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。そのため所得課税状況の確認が取れない方（未申告や所得課税証明書等の提出がない方）は認定を受けることができません。
また、毎年９月が所得課税状況の切り替え時期となっているため、最新の所得課税証明書を提出してください。
※1月1日時点北谷町に在住の方は、所得課税証明書の提出は必要ありません。

❀　切り替え時期　❀　　毎年９月が切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	**9月**	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和8年度）の市町村民税額に基づき判定					当年度（令和9年度）の市町村民税額に基づき判定						
★R8.1.1時点、北谷町外にお住まいの方 →令和8年度所得課税証明書 ★軍人・軍属の方 →2025W-2（Wage and Tax Statement）を提出お願いします。					★R9.1.1時点、北谷町外にお住まいの方 →令和9年度所得課税証明書 ★軍人・軍属の方 →2026W-2（Wage and Tax Statement）を提出お願いします。						

※未申告の方および上記書類の未提出の方は正しい算定を行うことができないため、認定を受けることができません。
※世帯の状況が変更になった場合、必ずご連絡ください。

（例）ひとり親世帯となった場合、婚姻した場合、児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合、生活保護の開始・停止・廃止となった場合、世帯員の転入・転出があった場合など

6　このような場合は必ず申請・届出を行ってください

転職や、退職、勤務先や勤務内容の変更、育児休業の取得、その他生活の状況の変更があった際には、速やかに以下の書類を子ども家庭課へ提出し、認定変更などの申請・届出を行ってください。

主な変更の内容	提出書類	
	認定変更申請書	その他必要な書類
北谷町外へ転居する	―	認定取下書
施設等の利用をやめる	―	認定取下書
施設を変更する（転園する）	認定変更申請書または認定取下書　※園により異なります	
世帯構成が変わった （離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）	○	変更内容が分かる資料
仕事を辞めた（求職中になった）	○	求職申立書
就労状況が変わった （勤務時間、通勤時間、単身赴任の有無、仕事を始めた、仕事が変わった　など）	○	就労証明書
産前産後休業に入る（産前3か月、産後2か	○	親子健康手帳のコピー （表紙と分娩（出産）予定日が確認できる部分）
育児休業を取得するが、施設等の利用を継続する	○	就労証明書 （育児休業期間が記載されたもの）
町民税非課税世帯ではなくなった （0～2歳児クラスのみ）	―	
その他家庭の状況が変わった	○	変更内容が分かる資料
公立幼稚園を利用することになった	―	子ども家庭課へご連絡くださ

7　認定開始後の確認事項（現況届出書について）

認可外保育施設等を利用し、無償化給付を受ける方は、毎年保育を必要とする事由の確認のため、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（現況届）」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。

提出がない場合や保育の必要性が確認できない場合は、施設等利用給付を受けられなくなることがあります。

8　お問合せ先

北谷町役場　子ども家庭課　こども園係
電場番号：098-936-1234（内線2325、2324）